

インカレでのドーピング検査に関して

2006 年度矢板インカレミドル・リレー競技の選手権クラスにおいて、ドーピング検査を実施します。国際的なスポーツとして認められるための取組みの一環ですので、ご協力をお願いします。

実際の検査等の実施は、J O A アンチ・ドーピング委員会によって行われます。当日はランダムに選手を指定しての検査を実施しますので、検査対象との指示を受けた場合には、ご協力をお願いします。

※基本的には、通告を受けた時点から常に係員が同伴します。

選手の方は、当日に指示をされた際に慌てずに対処出来るように、本資料の内容を事前にご確認頂けるよう、よろしくをお願いします。

なお、手順中の競技者に同伴出来る所属チームの代表者には、通常はオフィシャルの方を指定しますので、当日呼び出しがあった場合には、速やかに指示された場所にお越しく下さい。

なぜ「アンチ・ドーピング」なのか

ドーピングを禁止する理由は、大きく分けて以下の4つがあげられます。

(1) 選手自身の健康を害する

ドーピングは薬を使用する方法が一般的ですが、競技能力を高めるために使用される量と頻度は、病気や怪我の治療のために使用されるものとは比べものにならないほど危険だと言われています。本来の想定外の量と頻度で薬を使用することは体を壊してしまう危険性があるためにドーピングは禁止されています。

(2) 不誠実（アンフェア）

スポーツ界はドーピングに対してははっきりと反対の姿勢を示していますので、大会に参加するにはドーピング禁止規程を守ることが条件です。スポーツ界の参加資格としてみんなが守っている禁止規程を自分だけこっそりと守らないで有利になろうとすることは不誠実です。

(3) 社会悪

特に一流の選手には青少年に対する役割モデルが期待されています。選手が薬を使って一流になっているとなれば、必ずそれをまねする青少年が出てきます。選手が薬まみれにならなければ、大会に参加したり勝てないようでは、スポーツ文化は間違いなく世間から葬り去られます。

(4) スポーツ固有の価値を損ねる

スポーツ固有の価値には、「倫理観、フェアプレー、誠意、健康、優れた競技能力、人格と教育、喜びと楽しみ、チームワーク、献身と真摯な取組み、規則・法規への敬意、自他への敬意、勇敢さ、共同体・連帯意識」があげられ、これらの価値がスポーツの中で、またスポーツを通じて培われると期待されています。決して「優れた競技能力」だけに価値を認めているのではなく、競技能力は多くの価値の中の一つに過ぎません。

いくら世界記録を出したり、良い成績を残したとしても、ドーピングに手を染めた選手は絶対に認めてもらえません。

このようにドーピングは、健康への害、不誠実、社会悪といった「悪」につながるだけでなく、スポーツの価値や意味そのものを「否定」してしまうからこそ禁止されているのです。

ドーピングQ & A (1)

【質問】 ドーピング検査の対象者はどのように選出されるのですか？

【回答】 ドーピング検査には、競技会や大会時に行われる「競技会 (In-Competition) 検査」とそれ以外に行われる「競技外 (Out-of-Competition) 検査」の2種類があります。

●競技会検査：対象者の選出方法は、競技種目や大会によって異なり、全種目を通して統一された選出方法があるわけではありません。記録を競う種目では、着順の上位のものから順に、またはランダムに選出されます。チームスポーツでは、対戦した両チームから対象者が選出されますが、選出される人数は種目によって異なります。

●競技外検査：「だれでも」「いつでも」「どこでも」検査を受ける可能性がありますが、実際には、競技レベルによって競技連盟やアンチ・ドーピング機関などの登録検査対象リスト (Registered Testing Pool) に登録された選手がその対象となります。

【質問】 ドーピング検査の結果は何日くらいで判明しますか？

【回答】 ドーピング検査で採取した尿や血液は、WADA認定の分析機関で分析されます。AとBの検体のうち、まずA検体が分析されます。日本国内で通常行われているドーピング検査では、尿検体が分析機関に持ち込まれてから10稼働日以内に、ドーピング検査実施団体とJADAにA検体の分析結果が通知されることになっています。A検体で禁止物質が検出された場合は、ドーピング検査実施団体によって、その検査の記録書類とTUE (治療目的使用の適用措置) 申請の有無などが確認されます。その結果、陽性の疑いがある場合は、選手に対して検査結果とその後の手続きが通知されます。選手はB検体での再分析を要求することもできます。これらのことは、日本アンチ・ドーピング規程 第7条 結果管理 に詳しく決められています。A検体が陰性の場合、そのドーピング検査は終了します。陰性の場合には選手にはなにも通知されません。

【質問】 禁止物質を治療のために使う必要があるのですが？

【回答】 TUE (禁止薬物の治療目的使用の適用措置) 申請をしてください。選手のみなさんが所属している競技団体が申請の窓口となります。申請書類を受け取った競技団体は、申請した選手が国際レベルであれば、国際競技連盟に対して申請書を提出します。国内レベルであれば、JADAに提出します。尚、申請用紙はJADAホームページ内の「アンチ・ドーピング規程」のページからダウンロード可能です。

ドーピングQ & A (2)

【質問】 薬品（市販薬・処方薬）にドーピング禁止薬物が含まれているかどうかを知りたいのですが？

【回答】 JADAでは、加盟競技団体から書面 または e-mailにて提出された問い合わせのみに回答を行っています。伝達ミスなどを防ぐ為、電話での問い合わせには一切応じていません。選手のみなさんは、自分の所属団体のドクター、あるいは所属の連盟や協会の事務局を通してJADAに問い合わせして下さい。以下に薬品に関するよくある質問を掲載します。参考にして下さい。

【質問】 痛風の薬でユリノームは禁止物質になるのでしょうか？

【回答】 ユリノームの成分、ベンズブロマロンは禁止物質ではありません。ただし、同じ痛風の薬でプロベネシド錠は、他の薬物の尿中排泄を抑制する作用があり禁止物質の検出を隠蔽する物質（隠蔽剤）として禁止されていますので、注意してください。

ドーピング検査の流れ

ドーピング検査といっても、健康診断の検尿と大差ありません。検査員（ドーピングコントロールオフィサー）の指示に従って行えばOKです。



1

検査対象の通知

ドーピング検査はシャペロンと呼ばれる通告・誘導係員より、あなたがドーピング検査対象に選ばれたことの通告受けることから始まります。競技者には、所属チームの代表者及び必要な場合は通訳を同伴することが認められています。



2

通知を受けたことの確認のサイン

シャペロンから競技者の権利及び義務に関する説明を受け、通告書に記載されている内容を確認し、通告書にサインします。



3

ドーピングコントロール・パスの受領

サイン後、ドーピングコントロール・パスを受け取ります。ドーピングコントロール・ステーションに到着するまでシャペロンの監視のもとで行動することになります。通告書に指定されている時間内に、写真付身分証明書を持参し、ドーピングコントロール・ステーションに出頭します。



4

ドーピングコントロール・ステーションへの出頭

ドーピングコントロール・ステーションの待合室にはスポーツドリンクなどが用意されています。尿意をもよおすまでリラックスして待ちましょう。



5

採尿カップの選択

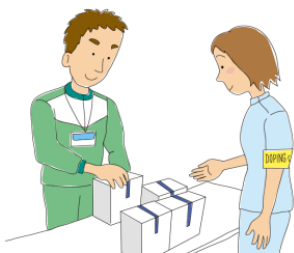
尿意をもよおしたら、検体作成室に移動し3つ以上の未開封採尿カップのなかから競技者自身が自由に1つ選択します。選択した採尿カップの封が破られていたり、カップ自体が破損していないかなど確認をしましょう。



6

尿検体の採取

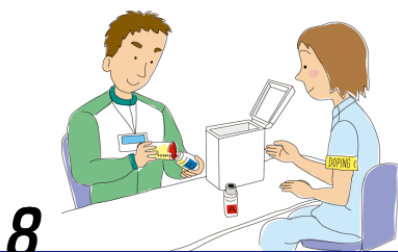
競技者と同性のドーピングコントロールオフィサー（DCO）の監視のもとで尿検体を採取します。監視の妨げになるズボン等は膝の下まで下げ、長い上着は脱ぎ、採尿の行程がDCOの視野に入るようにします。尿検体の最小必要量は75mlです。



7

サンプルキットの選択

3つ以上の未開封サンプルキットのなかから競技者自身が自由に1つを選択します。サンプルキットを開け、Aボトル及びBボトルを競技者自身が取り出してください。取り出した2つのボトルの封印が破られていたり、ボトル自体が破損していないかなど確認をしましょう。



8

尿検体の分割／封印

サンプルキットのコード番号とボトルのコード番号が同じであることを確認します。DCOの指示に従い、尿検体をAボトル及びBボトルに注ぎ、確実に封印します。



9

pH及び比重の確認

採尿カップに少量の尿を残し、その尿で尿検体が分析可能な状態であるかを確認します。DCOと競技者の双方でpHと比重を確認します。



10

使用薬物の申告

少なくとも7日以内に使用した薬物及びサプリメントなどを申告してください。また、ドーピング検査全体を通してなにかコメントがあればコメント欄に記入します。氏名、性別等の個人情報、サンプルキットのコード番号及びその他の内容に間違いがないことを確認し公式記録書にサインします。



11

公式記録書コピーの受け取り

すべての記入事項が終了したら、公式記録書のコピーを受け取ります。公式記録書は複写式になっています。ピンク色のシートが競技者の控えとなりますので、大切に保管しましょう。

注：JOAでは採血による検査は行いません。

<http://www.anti-doping.or.jp/>より

検査対象の薬物は4つに分類されます

- ① 常に禁止される物質：蛋白同化薬（いわゆる筋肉増強剤）、利尿薬など
- ② 競技会検査で禁止対象となる物質：興奮薬、糖質コルチコイドなど（競技会検査では「①常に禁止される物質」も当然禁止です）
- ③ 特定競技で禁止される物質：自動車競技／アルコール、射撃競技／ベータ遮断薬、など（オリエンテーリングでは指定された物質はありません）
- ④ 監視物質：カフェインなど、禁止ではないが尿中濃度を調べているものなど

禁止物質は毎年更新されるので要注意！

競技者として特に注意すべき点は？

- ・ 治療目的のために禁止物質を含む薬（たとえば喘息の薬）などを使用しなければならない場合には、TUEと呼ばれる事前申請が必要です。
- ・ 総合感冒薬（風邪薬）の多くには「エフェドリン」という上記②の禁止物質が含まれています。競技会の直前に（一般的には6～7日前）服用すると、陽性（尿中濃度 $10\mu\text{g/ml}$ 以上）になります。
- ・ 漢方薬には麻黄などの禁止物質が含まれる場合が多いので、注意が必要です。

分からないことがあったら？

JOAアンチドーピング委員会 委員長 藤井まで
nfujii@taiiku.tsukuba.ac.jp 090-3226-7991
http://homepage2.nifty.com/o_compass/ad/